

第 2 号 議 案

平 成 2 6 年 度

亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年度亀岡市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第1号）

平成26年度亀岡市の国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

317,856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出  
それぞれ9,923,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に  
よる。

（地 方 債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことが  
できる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還  
の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年11月27日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		1,983,023	△61,215	1,921,808
	1 国民健康保険料	1,983,023	△61,215	1,921,808
5 国庫支出金		2,151,276	172,004	2,323,280
	1 国庫負担金	1,575,550	134,207	1,709,757
	2 国庫補助金	575,726	37,797	613,523
6 療養給付費等交付金		710,260	△125,741	584,519
	1 療養給付費等交付金	710,260	△125,741	584,519
7 前期高齢者交付金		2,433,491	△18,674	2,414,817
	1 前期高齢者交付金	2,433,491	△18,674	2,414,817
8 府支出金		536,182	25,198	561,380
	2 府補助金	470,365	25,198	495,563
10 共同事業交付金		990,325	36,867	1,027,192
	1 共同事業交付金	990,325	36,867	1,027,192
13 繰入金		785,196	△3,955	781,241
	1 他会計繰入金	615,561	△3,955	611,606
14 繰越金		10,000	88,365	98,365
	1 繰越金	10,000	88,365	98,365
16 市債		0	205,007	205,007
	1 京都府国民健康保険広域化等支援貸付金	0	205,007	205,007
歳入合計		9,606,000	317,856	9,923,856

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		171,680	△3,955	167,725
	1 総務管理費	135,312	△3,955	131,357
2 保険給付費		6,576,603	256,429	6,833,032
	1 療養諸費	5,829,659	192,034	6,021,693
	2 高額療養費	676,658	64,395	741,053
11 諸支出金		27,626	65,382	93,008
	1 償還金及び還付加算金	27,626	65,382	93,008
歳出合計		9,606,000	317,856	9,923,856

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
京都府国民健康保険 広域化等支援貸付金	千円 205,007 (ただし、発行価格が 額面金額を下まわると きは、その発行価格差 減額をうめるため必要 な金額をこれに加算し た額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期 債を起すことが できる。	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 等について、利率見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合にはその債 権者と協定するものによ る。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借 換えすることができる。